

維持管理記録

令和7年度
クリーンセンター浄化ステーション
南部処理場

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第4号イに基づく事項

埋立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び量

旧谷（谷Ⅰ、谷Ⅱ、谷Ⅲを含む）については、昭和63年10月、新谷については、平成21年3月に埋立を終了したため該当なし。

2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第4号ロに基づく事項

擁壁等の点検

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
点検年月日	R7.4.22											
点検結果	良											

当該点検の結果損壊するおそれがあると認められた場合の措置

措置を講じた年月日	措置内容

3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第4号ハに基づく事項

遮水工の点検

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
点検年月日	R7.4.22											
点検結果	良											

当該点検の結果損壊するおそれがあると認められた場合の措置

措置を講じた年月日	措置内容

4. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第4号二に基づく事項

①一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第一条第2項第十四号による

※処理水については、河川等公共用水域への放流は行わず、下水道放流しています。

※「基準値」は堺市下水排除基準。

浸出水処理設備の放流水の水質測定結果

[illegible]

②一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第一条第2項第十号による
最終処分場の周縁の地下水の地下水検査項目測定結果

[illegible][illegible]

③ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第一条による測定結果

浸出水処理設備の放流水のダイオキシン類の測定結果

放流水を採取した位置	放流水を採取した年月日	測定結果の得られた日	測定結果（単位:pg-TEQ/L）	基準値（単位:pg-TEQ/L）
処理水				10pg-TEQ/L以下

最終処分場の周縁の地下水のダイオキシン類の濃度測定結果

地下水を採取した位置	地下水を採取した年月日	測定結果の得られた日	測定結果（単位:pg-TEQ/L）	基準値（単位:pg-TEQ/L）
新谷地下水（上）				1pg-TEQ/L以下
新谷地下水（下）				
旧谷地下水（上）				
旧谷地下水（下）				